

事業評価シート

担当課・室長：大気環境課長

事業名	工場・事業場の排出規制																												
上位施策名	大気環境の保全 (イ 浮遊粒子状物質対策)																												
1 事業の概要	<p>大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成を目標とし、大気汚染防止法に基づいて工場・事業場の規制・指導等を行うとともに、必要に応じて規制基準の見直し等について調査・検討を行う。</p>																												
2 進捗状況	<p>平成8年までの全国のばい煙発生施設から総排出量の推移を見ると、対象となる施設数は年を追うごとに増加しているにもかかわらず、ばいじんに係る総排出量は横這い傾向であり、固定発生源に係る排出規制は着実に実施されている。なお、平成8年度以降では、平成11年度の排出実態について同様の調査を行っており、現在結果を取りまとめているところである。</p> <p>近年の浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況は、横這いから緩やかな上昇傾向にあるものの、大都市地域を中心に達成率の低い地域があり、特に関東地域で低くなっている。</p> <p>浮遊粒子状物質については、ばい煙発生施設等からの直接的な排出のほか、窒素酸化物・炭化水素等のガス状物質が大気中で変化することによっても生成すると考えられており、対策が求められていることから、生成メカニズム等について調査研究を進めているところである。</p> <p>ばいじんの排出量推移</p> <table border="1" data-bbox="507 1440 1377 1518"> <tr> <td>平成4年</td> <td>平成5年</td> <td>平成6年</td> <td>平成7年</td> <td>平成8年</td> </tr> <tr> <td>102,989</td> <td>99,186</td> <td>108,230</td> <td>101,763</td> <td>94,606 (t/年)</td> </tr> </table> <p>自動車NOx法の特定地域における浮遊粒子状物質の環境基準達成率 (一般環境大気測定局)</p> <table border="1" data-bbox="443 1697 1430 1821"> <tr> <td></td> <td>平成7年</td> <td>平成8年</td> <td>平成9年</td> <td>平成10年</td> <td>平成11年</td> </tr> <tr> <td>特定地域全体</td> <td>20.9%</td> <td>30.6%</td> <td>26.6%</td> <td>33.7%</td> <td>74.8%</td> </tr> <tr> <td>首都圏特定地域</td> <td>8.8%</td> <td>12.1%</td> <td>15.3%</td> <td>14.7%</td> <td>63.1%</td> </tr> </table> <p>(出典：平成11年度大気汚染状況報告書)</p>	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	102,989	99,186	108,230	101,763	94,606 (t/年)		平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	特定地域全体	20.9%	30.6%	26.6%	33.7%	74.8%	首都圏特定地域	8.8%	12.1%	15.3%	14.7%	63.1%
平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年																									
102,989	99,186	108,230	101,763	94,606 (t/年)																									
	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年																								
特定地域全体	20.9%	30.6%	26.6%	33.7%	74.8%																								
首都圏特定地域	8.8%	12.1%	15.3%	14.7%	63.1%																								
3 評価	<p>環境中の浮遊粒子状物質のうち、特に窒素酸化物・炭化水素等のガス状物質が大気中で変化することにより生成しているものについては、その反応メカニズムを解明した上で、原因物質の発生源となる工場・事業場が多く存在する大都市地域を中心に、原因</p>																												

	<p>物質の排出抑制技術の効果を見極めつつ、更なる対策の在り方について検討していく必要がある。</p> <p>なお、ばいじんに係る固定発生源対策については、これまでの規制による対策が効果を上げ、固定発生源からの一次粒子の排出が環境中の浮遊粒子状物質濃度に及ぼす寄与度が高くはない状態にあること等にかんがみ、当面は二次生成粒子対策を中心とすることが適当だが、浮遊粒子状物質対策を総合的に検討する中で、必要に応じて対策の強化についても検討する必要がある。</p>
<p>4 予算事項名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・浮遊粒子状物質総合対策検討 ・総量削減計画進行管理調査 ・緊急時措置等対策 ・排出基準等設定 ・大気環境監視システム整備経費 ・排出基準等緊急立入調査費 ・大気汚染防止法施行費
<p>5 対応副施策等</p>	